

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年) July 7月号

平成28年度（公社）鹿児島県労働基準協会定時社員総会が開催されました



知覧ねぶた祭（南九州市）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成28年度（公社）鹿児島県労働基準協会	
定時社員総会が開催されました	2
労務管理あれこれ	
～みなし労働時間で管理上注意すべき点は～	3
労働保険年度更新申告書の提出はお済みですか	4
労働保険事務組合をご存じですか	4
賃金に関する各種調査の協力について	5
夏季における年次有給休暇の取得促進について	5
災害に学ぶ	
～建方作業中に軒先部分から墜落した災害について～	6
ストレスチェックでは集団分析をぜひ行いましょう	7
事業主の皆様へ・正社員雇用の拡大にご理解を！	8
平成28年 業種別死傷災害発生状況（5月末速報値）	8

さくらじま

5月に入り、公（？）私ともに忙しい季節になった。

妻の両親が会社勤めを退職後、農業に専念、近年は高齢となったため、土日は、可能な範囲で手伝うようにしている。

気が向かない日もあるが、汗を流し、休憩のお茶と新緑は、心地よいものである。

自分の小さいころの農業と違い、機械化され体力的には楽になつたとはいえ、苦労の多い仕事である。

正直な感想、80歳を超え、そろそろ引退してはどうかと考えるが（自分も土日ゆっくりできる(*^_~*)）、辛そうな表情と収

業務改善助成金の活用のご案内 9
学生の皆さんへ

　～アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント～ 9
平成28年度「均等・両立推進企業表彰」及び
「パートタイム労働者活動推進企業表彰」を実施します！ 10
各種行事・研修会等のご案内 10
「医療労務管理相談コーナー事業」のお知らせ 11
クローバーたより 12
安全衛生サポート事業（個別支援）のご案内 13
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内 14
第75回全国産業安全衛生大会のご案内 14
出張講習開催のお知らせ 15
平成28年8月の講習開催のご案内 16

穂の喜び、達成感の表情を見ていると、なかなか言い出せない。生涯現役を貫く両親には、ワーク・ライフ・バランスという言葉は似合わないが、両親にとっては、少しアンバラだが、程よい（？）ペースなのであろう。

自分も今年度で定年を迎える。年金支給開始年齢や再雇用を考えながら、第二の人生の在り方を妻と語る機会が増えてきた。

農業で汗を流し収穫の喜びを感じつつ、年に何回かは旅行を楽しみ（農業と旅行だけではバランスが悪いので何か趣味を見つけないといけないな！）、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活を意識し（過重労働にならないように！）、両親を見習い、健康で生涯現役を貫き、残りの人生を楽しみたいものである。

平成28年度定時社員総会 が開催されました。

(公社) 鹿児島県労働基準協会



総会風景

6月22日、鹿児島市内のホテルにおいて、平成28年度定時社員総会を開催し、平成27年度事業報告及び収支決算、監査報告、役員・支部長の選任、常勤理事等の報酬、教習所の整備事業等に関する議案が上程され、いずれも原案どおり承認されました。

当日は、役員、代議員多数の出席のもと、ご来賓として鹿児島労働局より、江原由明局長様、吉野英信労働基準部長様、斎藤将監督課長様をお迎えし、ご祝辞を頂くなど盛会のうちに開催することができました。

新会長に選任された諫訪健作会長は、行政・関係機関と連携を図り、労働災害の撲滅と一層の公益事業を進めていきたいとあいさつを行いました。

また、総会後、永年勤続表彰も行われ、役員表彰では、永年にわたり役員として本会の発展のため御尽力された3名の方に会長より表彰状が授与されました。感謝申し上げますとともに今後の活躍を期待申し上げます。表彰された方は、次のとおりです。

【役員永年表彰】

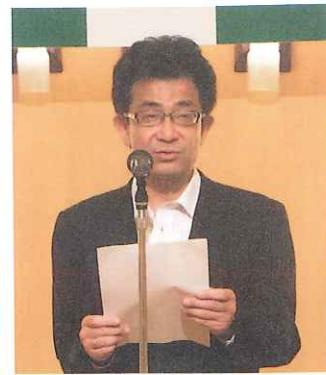
- 野村泰徳様（前副会長 川内支部長）
- 橋口一二三様（前理事）
- 久木野誠一様（前理事 志布志支部長）

【職員勤続表彰】

- 水口有美（20年勤務 ヘルスサポートセンター鹿児島）
- 上野修（20年勤務 同）
- 堀之内隼人（30年勤務 同）



諫訪会長のあいさつ



江原労働局長の祝辞



役員表彰受賞者（左から諫訪会長、橋口さん、野村さん、久木野さん）

平成28年・29年度 (公社) 鹿児島県労働基準協会 役員名簿

(平成28年6月22日現在)

役職	氏名	新・再	所属事業場名	役職
会長	諫訪 健作	再任	(株)トヨタレンタリース鹿児島	代表取締役会長
副会長 鹿児島支部長	下堂 豊	再任	(株)下堂園	代表取締役社長
副会長 川内支部長	橋口 知章	再任	(株)橋口組	代表取締役
副会長 鹿屋支部長	森 潤一郎	再任	成武建設㈱	代表取締役社長
理事 加治木支部長	木山 淩裕	再任	第一建設㈱	代表取締役
理事 加世田支部長	西 浩一	再任	(株)加世田自動車学校	代表取締役社長
理事 志布志支部長	松清 幸男	新任	松清産業㈱	代表取締役会長
理事 大島支部長	吉田 邦男	再任	吉田商事㈱	代表取締役社長
理事 種子島支部長	羽生 勝浩	再任	米建設㈱ 熊毛支社	支社長
理事本部	木坊 修	再任	木坊酒造㈱	代表取締役会長
理事本部	川原 裕一	再任	(公社)鹿児島県医師会	常任理事
理事本部(専務理事)	吉本 耕作	再任	(公社)鹿児島県労働基準協会 専務理事	
理事 鹿児島	池田 純一	再任	(株)ニシムタ	代表取締役副会長
理事 鹿児島	末吉 晴海	再任	末吉建設㈱	代表取締役社長
理事 鹿児島	大津 学	再任	(株)大津倉庫	代表取締役社長
理事 鹿児島	田所 泰博	再任	鹿児島県経営者協会	専務理事
理事 鹿児島	福永 昭一	再任	(株)福尚	代表取締役社長
理事 川内	桑原 宏志	新任	(株)植村組	代表取締役社長
理事 鹿屋	下小野田 隆	再任	国基建設㈱	代表取締役社長
理事 加治木	山口 克典	新任	ヤマグチ㈱	代表取締役
監事	重久 善一	再任	重久公認会計士事務所	所長
監事	大脇 通孝	再任	大脇総合法律事務所	所長

(※副会長 川内支部長は新任)

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

みなし労働時間で管理上注意すべき点は

(Q) 当社は、薬品の製造・販売を営んでいます。販売関係職種の場合、会社外で業務を行うケースが多く、従来から労働時間のみなし制度を採用していますが、労務管理上注意しなければならない点はどんなところか、ご教示ください。

所定労働時間超える必要時間でのみなしも

(A) セールスマンや営業社員の増大からも分かりますように、会社外で就労するケースが近年とくに増えています。こうした事業場外で行われる労働で、使用者の指揮監督が及ばないものについては、昭和62年の労働基準法改正前は労働基準法施行規則第22条により、「通常の労働時間労働したものとみなす」というみなし労働時間制が適用されていました。

ところが、この施行規則の規定は労働基準法の条文に根拠づけられたものではなく、あるいは「通常の労働時間」は個々の事業場ではなくその企業の所定労働時間とされ、実態に合った労働時間の算定が行われていないといった問題もあり、こうした点を踏まえて労働基準法第38条の2の条文に格上げされ、整備されたわけです。

では、条文に格上げされて、どのような点が変わったのかみてみましょう。

第1にいえることは、みなし労働時間制の対象となる業務は基本的に変わりがないということです。すなわち、①事業場外で労働する場合で②使用者の具体的な指揮監督が及ばず③労働時間が算定し難いときに、みなし労働時間制の規定が適用されます。事業場外で労働する場合でも、使用者の指揮監督が及んでいて労働時間の算定が可能な場合には、みなし労働時間制の適用はありませんので、注意が必要です。

第2に、従前はすべて「通常の労働時間労働したものとみなす」とこととされていましたが、昭和62年の改正により、原則としては所定労働時間労働したものとみなされるものの、法第38条の2第1項ただし書きで「当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関する

は、命令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす」こととされました。

事業場外労働でも、その業務を行うのに所定労働時間労働しただけでは足りず、さらにたとえば通常2時間ほど必要だといった場合、その2時間をプラスした時間労働したものとみなすというわけです。

この場合、その業務を遂行する時間についての「通常必要とされる時間」はあらかじめ労使間で実態を踏まえて協議したうえで決められていることが望ましいと考えられますので、法第38条の2第2項により、書面による労使協定で何時間と決めれば、その協定で結んだ時間労働したものとみなされます。

第3に、前述したように、労使協定により事業場外労働のみなし労働時間を決めた場合で、「当該業務の遂行に通常必要とされる時間」を法定労働時間である1日8時間を超える時間で定めたときは、法第38条の2第3項によりこの協定を所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。法定労働時間におさまったみなし労働時間のときには、労使協定を締結しても、労働基準監督署長に届け出る必要はありません。なお、この協定の内容を36協定に付記して届け出ることも認められています。

また、この労使協定には、有効期間の定めをしなければなりません。

つぎに、同法施行規則第24条の2は、みなし労働時間制の規定は「法第4章の労働時間の規定の適用に係る労働時間の算定について適用する」といっています。すなわち、「みなし労働時間制に関する規定は、法第4章の労働時間の算定に関する規定の範囲に係る労働時間の算定について適用されるものであり、第6章の年少者及び第6章の2の女性の労働時間に関する規定に係る労働時間の算定については適用されないものであること。また、みなし労働時間制に関する規定が適用される場合であっても、休憩、深夜業、休日に関する規定の適用は排除されること」(昭63・1・1 基発第1号)とされています。

ですから、みなし労働時間制による場合であっても、休憩時間、深夜業、休日、女性の時間外労働の規制に関する規定は適用されますので、注意しなければなりません。

労働保険年度更新申告書の提出は、お済みですか。

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、皆様の事業場から労働保険料申告書を提出いただき、この申告書で算定された労働保険料を納付いただくものです。

今年度は、7月11日までにこれらの手続きを行っていただくことになっておりますが、まだ手続きがお済みでない事業場は、至急申告書を提出いただき、保険料（分割納付の場合は第一期分）を納付いただきますようお願いいたします。

労働保険料申告書の受付は、最寄りの労働基準監督署や鹿児島労働局総務部労働保険徴収室で行っています。

また、郵送やインターネットによる提出もできます。郵送の場合は鹿児島労働局総務部労働保険徴収室まで送付してください。

なお、平成23年度から、受付・審査の事務の一部を外部委託していますので、申告内容について委託業者（民間事業者）から照会させていただくことがあります。

お問い合わせ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21
鹿児島労働局総務部 労働保険徴収室
電話 099(223)8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きがわざらわしく負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならぬこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が

- *金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
 - *卸売、サービス業で1人以上100人以下
 - *その他の事業で1人以上300人以下
- } であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することができます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することができます。
また、下記表のように、事務組合へ委託している事業主は納付時期に余裕が出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとって、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月11日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。
既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。
加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ
＊鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

(住所) 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
(電話) 099-223-8276

この7月、全国一斉に実施されます。 賃金構造基本統計調査にご協力を

鹿児島労働局賃金室

「賃金構造基本統計調査」って、何を調べるの？

賃金構造基本統計調査は、労働者の賃金実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別に明らかにするための調査です。このような事項別に賃金実態を調査している唯一の公的統計で、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査結果はどのように役立っているの？

民間では、賃金決定や労務管理の資料として幅広く利

用されています。この他、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定や、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度の算定など、また各種政策決定の際にも幅広く利用されており、極めて重要な役割を果たしています。

調査の実施にあたっては、鹿児島労働局賃金室から、事業主の皆様に調査票をお送りし、ご協力をお願いしております。この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、どうぞご回答いただきますようお願い申し上げます。

夏季における年次有給休暇の取得促進について

鹿児島労働局監督課

年次有給休暇の取得率は、経年的に見ても5割を下回る水準で推移し、週60時間以上の雇用者の割合は依然として1割弱となっています。厚生労働省ではワーク・ラ

「プラスワン休暇」で、
休み方を変えよう。
働き方を変えよう。

「プラスワン休暇」で
行きかかったあの場所へ。

夏季休暇に、土日に。休みを1日プラスして連続休暇に。

「プラスワン休暇」で、
夏をのんびりすごす。「プラスワン休暇」で、
家族の笑顔に出会う。

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

イフ・バランスの実現のため、年次有給休暇を取得しやすい夏季に連続休暇の取得を推奨しています。

「プラスワン休暇」で、労使一体となって、 計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日) + 1日以上の休暇を実施しましょう。

2016年7月						
日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	+ 19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

1.導入のメリット 労務管理がしやすく計画的な
事業主 種類運営ができる。
従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.導入例 例えば、2016年の
夏季休暇に導入すると?

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせて、連続休暇に。
計画的付与との年次有給休暇などと土日、夏季休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

3.日数 付与日数から5日を引いた残りの
日数を計画的付与の対象にできます。

2016年8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

年次有給休暇の付与日数が10日の従業員		年次有給休暇の付与日数が15日の従業員	
5A	5B	15A	15B
■年次有給休暇付与日数が10日未満の従業員	■年次有給休暇付与日数が15日未満の従業員	■年次有給休暇付与日数が10日以上の従業員	■年次有給休暇付与日数が15日以上の従業員

○前年度取得されずに次年度に継続された日数がある場合には、継り越しを含めた付与日数を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4.活用方法 企業、事業場の実情に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与方法	適した事業場、活用事例
一貫付与方式	会社員全員に対して同一の日に付与	創造部門など、性別を止めて会社員全員をさせることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	前・グループ別に交替で付与	派遣・サービス業など、会員登録をすることが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに付与	従業員個人の記念日(例:誕生日や結婚記念日)を優先的に見てるなどして活用

災害に学ぶ

建方作業中に軒先部分から墜落した災害について

鹿児島労働局健康安全課

1 はじめに

昨年一年間に、全国で労働災害により死亡した労働者は966名に及びます。このうち、墜落・転落による死者数は、247名で、全体の4分の1を占めています。

今回は、ある建設現場で発生した墜落災害の事例を基に、墜落災害防止について考えてみます。

災害事例

この災害は、木造平屋建て家屋の建方作業中に、大工が垂木の軒先部分の長さを測定していたところ、約3.6m下の地面に墜落し、死亡したものである。

（1）災害発生状況

本工事は、在来工法と呼ばれる一般的な木造家屋建築工法による増築工事であり、災害発生当時は大工7名と移動式クレーンのオペレーター1名の計8名で建方作業を行った。

午前8時から打ち合わせをした後、作業が開始され、つり上げ荷重4.9トンの移動式クレーンにより順次部材をつり上げて、柱、梁などが組まれていった。

正午前に棟木が組まれ、休憩した後、午後1時過ぎから大工4名が梁や桁の上で垂木や隅木を打つ作業を行い、棟梁を含む大工3名が地上で柱の調整などの作業を行った。午後2時半頃、梁や桁の上で垂木や隅木を打つ作業をしていた大工が、垂木の軒部分の長さが短いことに気が付き、これを棟梁に伝えた。棟梁は、これを確認するため、他の大工を建屋の桁に上がらせ、スケールで垂木の軒部分の長さを測らせていた。その時、その大工は、足を滑らせて、約3.6m下にある建屋東側の砂利が敷かれた地面に墜落し、頭を強打し死亡した。

この現場では、建方作業を行うにあたって、周囲に足場は設置されていなかった。また、柱、桁、梁が組まれた後も天井部分に安全ネットの設置や安全帯を使用するための親綱の設置などの墜落防止措置は全く講じられていなかった。

なお、災害発生時、被災した大工は保護帽を着用しておらず、また、安全帯も使用していなかった。

（2）災害発生原因

- ① 墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある個所での作業であるにもかかわらず、安全な作業床の設置、又は親綱の設置による安全帯の使用、墜落防止用の安全ネットの設置などの墜落防止措置を全く講じていなかったこと。
- ② 保護帽を着用していなかったこと。
- ③ 墜落についての危険の認識が甘かったこと。

（3）再発防止対策

- ① 墜落の危険がある作業を行う場合には、足場等の安全な作業床の設置や、安全帯を使用するための親綱の設置等、墜落防止措置を講じること。
(建方作業においては、建方作業に先行して足場を設置する足場先行工法を採用し、安全な作業床の設置と安全帯の使用、安全ネットの設置の併用を行うこと。)
- ② 保護帽の着用、安全帯の適切な使用等を徹底させること。
- ③ 墜落災害防止に関する安全教育を実施し、安全意識の高揚を図ること。

参考事項

- ・木造家屋等低層家屋住宅建築工事の足場先行工法については、厚生労働省が策定した「足場先行工法に関するガイドライン」があります。
- ・軒高が5m以上の木造家屋の建方作業又は屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業を行うときは、木造建築物の組立等作業主任者を選任し、同者に作業を直接指揮させる必要があります。
- ・つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造物の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、足場の組立等作業主任者を選任し、同者に作業の進行状況を監視させる必要があります。

終わりに

今回紹介した事例は、建設現場における災害でしたが、墜落・転落による死亡災害は、製造業、運送業、清掃業等においても多く発生しています。

皆様の職場におかれても、「短時間で終わる作業だから」とか、「気を付けてすれば大丈夫だから」といって、十分な対策を講じないまま高所作業が行われていないか、今一度、作業方法を見直してみてはいかがでしょう。

墜落・転落災害の撲滅が実現することを願ってやみません。

ストレスチェックでは集団分析をぜひ行いましょう

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 小田原 努

ストレスチェックが開始されてほぼ半年経過しました。健康診断の時期にストレスチェックを行う事業所が多いので、健康診断が多いこの時期、現在多くの方がストレスチェックを受けていらっしゃると思います。ストレスチェックの利点はまず、現在の自分の状態に気づくことができる点です。自分への仕事のストレスのかかり具合、自分の心身の体調の状況、周囲から受けるサポートの状態を客観的に知ることができます。まずはご自分の置かれている状況やストレスに気づき、あまりにも負担がある場合には、ご自分で解決できるのか、または職場の方に相談すべきなのかを判断しましょう。ストレスは、塩分と同様で、少ないと食事も味気なくなりますが、多すぎると身体を壊します。過度なストレスがある場合は、適正となるように調整する必要があります。

労働安全衛生法では、ストレスチェックにおける集団分析は、努力義務となっておりますが、ぜひ集団分析も行うように検討してください。集団分析を行うと職場の状況がよく分かります。おそらくそうだろうなと思っていた事柄が数字となって出てきますので、経営者の方も具体的な対応がとりやすくなると思います。一般に日本

の社会では、適応や協調が重要とされているので、少々の事は言いたいことがあっても黙っている方が多いと思われます。そのような声なき声が数字となって出てきますので、職場を管理している方には最良のデータが提供されると思われます。なかには、仕事量や仕事の負担、人間関係や上司のサポートを質問されるので、上司の評価になるのではないかと身構える方もいらっしゃいますが、一般に1つの職場には何人かの管理職がいらっしゃいますので、どの上司と名指しされているわけではありません。それよりも、出てきた結果に対して、どうするかを検討することを表明するだけでも、従業員の方は安心して働くと考えられます。

このストレスチェックは年に最低1回は行われることとなります。ストレスチェックの結果に従い、職場の改善をめざし、それを次年度のストレスチェックで確認していくことが本来のストレスチェックのあり方と考えられます。最後に注意点ですが、ストレスチェックの結果は、仕事の時期的な影響をかなり受けますので、毎年同じ時期に行うように設定してください。

平成28年7月1日～7月7日

全 国 安 全 週 間

見えますか？ あなたのまわりの見えない危険
みんなで見つける 安全管理

【事業主の皆様へ・・正社員雇用の拡大にご理解を！】

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

鹿児島労働局では、「正社員転換・待遇改善実現プラン」として、本年度から5か年計画で、非正規雇用労働者の正社員への転換や待遇改善の推進に取り組んでいくこととしております。

鹿児島労働局管内の雇用情勢については、平成28年4月の有効求人倍率は0.97倍と高水準である一方、正社員に限った有効求人倍率は0.59倍、特に事務職に至っては0.18倍となっており、正社員求人は不足している状況です。

雇用情勢の改善はしているものの、依然として若年層や派遣社員・契約社員などで不本意非正規雇用労働者が相当数存在しているため、このような方が、安心して希望を持って働くことができる社会を実現するため、正社員への転換や正社員求人の提出をお願いしております。

ハローワークで募集する求人については、自社をアピールできる画像情報等の掲示も行うことができます。

また、各種助成金の利用（一定の条件があります）や、地域の労働市場等の情報提供もいたしておりますので、是非、最寄りのハローワークにご相談ください。

県内の雇用失業情勢について
鹿児島労働局職業安定課

【平成28年4月末現在】

県内有効求人倍率	0.97倍（前月比0.04P増）
全国平均有効求人倍率	1.34倍（前月比0.04P増）

県内正社員有効求人倍率	0.59倍（前年同月比0.12P増）
全国正社員有効求人倍率	0.79倍（前年同月比0.12P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が統計開始以来、過去3番目の高水準となり、新規及び有効求人数が前年同月を上回るなど、緩やかな改善傾向にあります。今般の熊本地震の当県の雇用・経済に与える影響も含め、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【雇用調整助成金】

景気の変動、産業構造の変化などの経済的理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員を解雇することなく休業等により雇用の維持を図る事業主に対し、支払った休業手当等に助成を行うことで労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

＜熊本地震発生に伴う特例措置＞

- ・生産指標の確認期間を3か月から1か月にする。
 - ・起業後1年未満の事業主も助成対象とする。
 - ・休業助成率の引き上げ（中小企業：2/3→4/5、大企業：1/2→2/3）
- ※他にも緩和された条件があります。ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-5101）まで。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（5月末）

	平成28年		平成27年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	605	5	523	7	82	- 2
1 製造業	113	1	98	1	15	
1 食料品製造業	73	1	56		17	1
4 木材・木製品製造業	7		1		6	
9 煙葉・土石製品製造業	3		7		- 4	
11~12 金属製品製造業	8		7	1	1	- 1
13~15 機械機具製造業	8		9		- 1	
上記以外の製造業	14		18		- 4	
2 鉱業	1				1	
3 建設業	100	1	88	2	12	- 1
1 土木工事業	43		27	2	16	- 2
2 建築工事業	46	1	51		- 5	1
3 その他の建設業	11		10		1	
4 運輸交通業	75		68		7	
1 鉄道・航空機業	2		3		- 1	
2 道路旅客運送業	8		3		5	
3 道路貨物運送業	65		62		3	
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	7		7	1		- 1
1 陸上貨物取扱業	3		2	1	1	- 1
2 港湾運送業	4		5		- 1	
6 農林業	30	2	26	1	4	1
1 農業	10		8		2	
2 林業	20	2	18	1	2	1
7 畜産・水産業	27		29	1	- 2	- 1
8 商業	81	1	64	1	17	
1 鉛売業	10		4		6	
2 小売業	56	1	49	1	7	
3 理美容業			1		- 1	
4 その他の商業	15		10		5	
9 金融・広告業	9		5		4	
11 通信業	1		1			
12 教育・研究業	6		5		1	
13 保健衛生業	86		60		26	
1 医療保健業	33		22		11	
2 社会福祉施設	53		36		17	
3 その他の保健衛生業			2		- 2	
14 接客娯楽業	35		35			
1 旅館業	11		8		3	
2 飲食店	15		16		- 1	
3 その他の接客娯楽業	9		11		- 2	
上記以外の事業	34		37		- 3	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	21		23		- 2	
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	12		14		- 2	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	68		64	1	4	- 1
第三次産業（8-17）	252	1	207	1	45	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



中小企業を応援します 業務改善助成金の活用を

鹿児島労働局雇用環境・均等室

鹿児島労働局では、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で、平成23年度から、

- 1 業務改善助成金事業
 - 2 中小企業無料相談事業
- の取り組みを行っています。

1 業務改善助成金事業

先ず、あなたの事業場で最も低い賃金額を確認して下さい。日給や月給の場合、所定労働時間数で割って、時間額に換算して下さい。これを「事業場内最低賃金」といい、800円未満の労働者を雇用している中小企業の事業主が、この助成金の対象になります。

次に、助成金の申請を行うには、「単年度で事業場内最低賃金を60円以上引き上げること」と、「労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善計画を、労働者の意見を聴いて作成すること」の2つが必要です。

助成金の額は、業務改善に要した経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）又は100万円のいずれか低い額となります。

なお、助成金は、国の予算の範囲内での支給となりますので、ご留意ください。

【業務改善計画の例】

業務改善とは、作業効率の向上につながる設備投資等をいい、①労働能率増進に資する設備・機器の導入費用②コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用などが考えられます。

なお、①特殊車両（8ナンバー）以外の車両②汎用パソコン及び周辺機器③就業規則、賃金規定等の作成費用④通常、事業を行うに当たり社会通念上当然必要となる経費は対象外となりますので、事前にご相談ください。

それでは、これまでに鹿児島労働局で交付決定した業務改善事例をご紹介します。

◎介護事業の例

車椅子の利用者を送迎するためのリフト付き特殊車両を導入することで、労働者の負担の軽減と時間短縮を図った。

◎小売業の例

POSシステムを導入することにより、売上データの把握や商品管理をより早く正確に行い、データに基づく提案型の商品開発を行うことにより売上増大を図ることができた。

◎倉庫業の例

倉庫の在庫管理を手作業で行っていたが、バーコード管理システムを導入することで、熟練者に限られた業務が誰でも対応可能になった。

◎ホテル・飲食業の例

予約受付や顧客管理を電話、FAX、紙台帳で行っていたが、インターネットで予約受付からフロント業務まで一貫して行えるシステムを導入し、作業の効率化を図った。

【手続上の注意点】

この助成金を利用するには、あらかじめ、賃金改善計画と業務改善計画を盛り込んだ「交付申請書」を鹿児島労働局長に提出し、交付決定を受ける必要があります。助成金の対象となる賃金改善及び業務改善は、交付決定後に実施するものに限られますので、手続きの流れにご注意ください。

また、事業完了後は、1か月以内に「事業実績報告書」を提出する必要があります。

設備投資等の計画がございましたら、前記のとおり、国の予算の上限に達し次第締め切りますので、できるだけ早めに賃金室までご相談いただきますようお願いします。

また、設備投資等による申請を検討される際は、その設備等を導入すれば、どのような作業が効率化できるのか十分検討してください。

2 中小企業無料相談事業

最低賃金引き上げに伴う労務管理上の問題や経営上の悩み、或いは「業務改善助成金」の申請手続き等の相談に専門家である社会保険労務士が無料で対応する相談窓口業務や専門家派遣業務を、鹿児島県労働基準協会に委託して、「鹿児島県最低賃金総合相談支援センター」を開設しています。（TEL 0120-898-930）

以上、最低賃金引き上げのための中小企業支援を2つご紹介しました。事業場の賃金水準を少しでも改善しようとする中小企業事業主の皆さん、これらの制度を十分活用し、経営にお役立てください。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- ① アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう
- ② バイト代は、毎月、決められた日に、全額払いが原則
- ③ アルバイトでも、残業手当があります
- ④ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- ⑤ アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- ⑥ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- ⑦ 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

確かめよう！
労働条件。



詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



※「総合労働相談コーナー」は鹿児島労働局雇用環境・均等室及び各労働基準監督署に設置されています

夜間・土日の相談は
労働条件相談ホットラインへ

0120-810-610

はい！ろうどう

月・火・木・金：17:00～22:00

土・日：10:00～17:00

平成28年度 「均等・両立推進企業表彰」及び 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施します！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

女性の能力を發揮させるための取組や仕事と育児・介護との両立を支援する取組、パートタイム労働者の評価やキャリアアップなどの取組を実施している企業からの応募をお待ちしています。

☆「均等・両立推進企業表彰」☆

詳細→「女性の活躍・両立支援総合サイト」企業表彰 <http://www.positive-ryouritsu.jp/award/>

【表彰の種類】 ■ 厚生労働大臣最優良賞

■ 厚生労働大臣優良賞【均等推進企業部門】【ファミリー・フレンドリー企業部門】

【応募締切】 平成28年7月31日（日）当日消印有効

【応募方法】 「女性の活躍・両立支援総合サイト」(<http://www.positive-ryouritsu.jp/>) より、所定の応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、事務局あてメールまたは郵送で応募

【事務局】 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社「均等・両立推進企業表彰」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアウェストタワー23F

TEL03-5288-6582 mail : environment@tokiorisk.co.jp

☆「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」☆

詳細→「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>

【表彰の種類】 ■ 最優良賞（厚生労働大臣賞）

■ 優良賞（雇用均等・児童家庭局長優良賞） ■ 奨励賞（雇用均等・児童家庭局長奨励賞）

【応募締切】 平成28年7月27日（水）必着

【応募方法】 パート労働ポータルサイト (<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>) から、応募用紙をダウンロードし、添付資料を付けて郵送等で応募。

【事務局】 みずほ情報総研株式会社社会政策コンサルティング部「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」事務局

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8F

TEL03-5281-5276 mail : part-selection@mizuho-ir.co.jp

各種行事・研修会等のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

各種行事・研修会等のご案内を致します。

詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。

多数の参加をお待ちしています。

名 称	期 日	場 所
平成28年度鹿児島労働安全衛生大会	28年7月1日	鹿児島市民文化ホール
平成28年度全国安全週間	28年7月1日～7月7日	
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会	28年9月15日・16日	鹿児島市
平成28年度全国労働衛生週間	28年10月1日～10月7日	
第75回全国産業安全衛生大会	28年10月19日～10月21日	宮城県仙台市
安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント研修	28年11月8日	鹿児島市
腰痛予防講習会（無料）	29年2月8日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	29年2月17日	鹿児島市

※時期がきましたらホームページ、本誌（鹿児島労基）でご案内致します。

医療機関の事業主・労務管理担当者の皆様へ 「医療労務管理相談コーナー事業」について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

医療機関等による医療スタッフの確保が困難な中、国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、厳しい

勤務環境にある医師や看護職員等の医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務整備が喫緊の課題となっています。

鹿児島労働局においては、平成28年度社会保険労務士会に委託し、社会保険労務会内に「医療労務管理相談コーナー」を設置し、医療労務管理アドバイザーが労務管理全般のご相談を無料でお受けしています。また、希望される医療機関への個別訪問にも対応しております。

皆様のご利用をお待ちしています。

医療機関の事業主・労務管理担当者の皆様へ

「医療労務管理相談コーナー」の利用案内

～医療機関における労務管理全般に関するご相談を「無料」でお受けいたします～

医療機関の皆様、勤務環境の改善を進めるに当たってのお悩みはありませんか？

鹿児島県社会保険労務士会では、鹿児島労働局からの委託を受け、「医療労務管理相談コーナー」を設置し、医療分野の人事・労務管理の専門家である「医療労務管理アドバイザー」を配置し、労務管理全般の改善についての個別相談、希望される医療機関への個別訪問に対応しております。

費用は一切かかりませんので、是非ご活用ください。

「医療労務管理アドバイザー」への具体的なご相談内容は、例えば、以下のとおりです。

- ◇ 所定労働時間、休日、休暇制度の見直しについて
- ◇ 交代勤務、当直勤務の見直しについて
- ◇ 労働時間管理の適正化について
- ◇ シフト表を作成する際の留意事項について
- ◇ 時間外労働の削減方法について
- ◇ 育児・介護支援について
- ◇ 助成金制度について など



〈医療労務管理アドバイザーとは〉

人事・労務管理の専門家である社会保険労務士のうち、医療労務管理コンサルタント研修を修了した専門的知識を有する者です。

鹿児島県社会保険労務士会では、10名の医療労務管理アドバイザーを委嘱し、個別相談等に対応しています。

（相談コーナー設置場所）

〒890-0057

鹿児島市下荒田三丁目44番18号 のせビル2階 鹿児島県社会保険労務士会内
電話：099-257-4823 FAX：099-257-2219

※ 医療労務管理アドバイザーによる医療機関への訪問は、法違反に対する指導とは異なり、医療機関の主体的な取組みを側面から援助するものです。

＊ 保健師からお届け
クローバーたより *

禁煙は良かことだらけ!!

ヘルスサポートセンター鹿児島

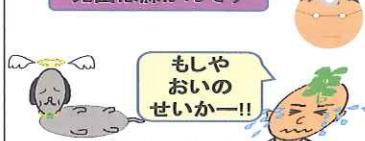
健康第一 クロ葉さん♪

10年前



その後クロは病気で死にました。

死因は肺がんです



強い意志で禁煙にチャレンジ!!

クロすまんな！禁煙すっぽ!!

クロも喜ぶわ♥



これを機に健康第一になりました。



あんたも禁煙せんな？

おいにも出来たよ！

クロ葉さんの健康への道はつづく

出番ですよー!!

おいの健康法

【霧島市在住】おいは、酒好き、運動面倒くさがりやの50代です。毎年、健康診断結果票の各所レッドゾーン数値を見て反省を繰り返していましたが、気持ちのみの反省で、行動に移せませんでした。しかし、運動もせずに、この1年で体重が5kg減。何をやったのか、ご紹介しましょう。簡単です。◎飲む前に先ず野菜を食べることです。先に野菜を食べると、アルコール濃度を抑えてくれるばかりか、血糖値減少、野菜でお腹一杯になるので、食事の量とお酒の量が半分に減少。(^_^)この簡単な食生活改善で、体重5kg減、レッドゾーン値なし。血压も正常値に改善。いいことづくめです。皆さんも試してみては如何でしょうか...

素晴らしい!すごい!拍手!!
皆さん早速真似しましょう。

59歳 男性
会社員

あんたも禁煙せんな？

今回、4コマ漫画のモデルになったのは
実は「私」です。

「私も以前タバコ吸ってました」

私が喫煙を始めたのは、今から約40年前です。友人に勧められて始めたのですが、多い時で30~40本/日吸うようになっていました。過去に2回禁煙にチャレンジした事があります。1回目は3ヶ月、2回目は6ヶ月で挫折しました。その時に思ったのが「こんだけ禁煙出来たんだから、やめようと思えば何時でもやめられる」という変な自信でした。

「禁煙を決意するある出来事」

今から4年前の4月10日に禁煙しました。やめるキッカケとなったのは「ある出来事」です。私には生後1か月の時から一緒に生活してきた愛犬がいました。その愛犬がある日急にご飯を食べなくなり、おかしいなと思い病院で検査を受けました。

検査の結果、先生から言っていたのが「肺がんですね。もってあと1週間でしょう」という厳しい言葉でした。それまで毎日一緒に散歩をし、いつも自分の横にいたのに「あと1週間！」。思い起こせばそこには、散歩の度に途中で一服していた自分がいました。愛犬は何も言わずに横に座っていましたが、どんな思いだったのだろうと思います。ガンの宣告を受けてから約3週間で星になってしまいましたが、「きっと自分の身代りになってしまったんだろう」と悔やまれてなりません。

「禁煙にチャレンジ！天国から愛犬が見守ってくれた」

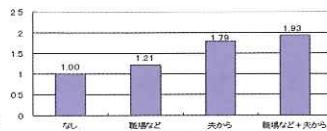
その時に「タバコをやめる」と思いましたが、過去2回挫折しているので今度は無理をしない様にしました。みんなに宣誓するのもいいのですが、無理をせず「吸いたくなったら吸えればいいや」という軽い気持ちで始めました。やはり厳しい時もありました。そんな時は自分の身代わりになったであろう友(愛犬)を思い出し、「あと1日続けて明日になってから考えよう」と思い続けてきました。次の日は「あと1日」と続けていくうちに、吸いたい気持ちも無くなりました。タバコを吸わなくなって、それまで煙になって消えていたお金で、ほしい物も買えるようになりました。体力も上がり切っていると感じます。少し太り気味になってきてるのは、気になる所ではありますが、愛犬と続けていた毎朝1時間の散歩も習慣となつてずっと続けています。「禁煙すると良い事はあっても悪いことはない！」皆さんも諦めずにはひトイ!してみてください。

夫からの受動喫煙でたばこを吸わない女性の肺がん(腺がん)リスク上昇

受動喫煙では、いったん空気中にひろがったたばこの煙(副流煙)に含まれる有害物質を呼吸とともに鼻から吸いこむことになりますので、喫煙者がガーフィルターを通して口から直接吸う(主流煙)よりも小さい、肺の奥まで届く物質を吸い込むことになるのではないかと予想されます。そのため、受動喫煙が腺がんの原因となる可能性が考えられます。

独立行政法人国立がん研究センターhttp://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/309.html

図2 夫の受動喫煙と家庭以外での受動喫煙とたばこを吸わない女性の肺腺がんリスク



クロ葉健一

禁煙は
良かことだらけ
悪(わ)りことなか
さあ始めづ
皆で禁煙

クロ葉
心の狂句

健康の保持・増進のお手伝いをします！！

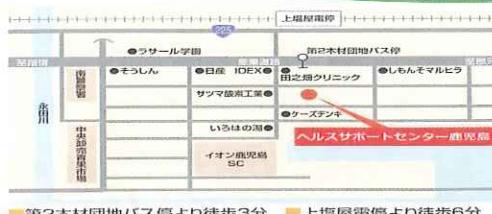


公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



平成28年度中小規模事業場 安全衛生サポート事業のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、昨年に引き続き標記サポート事業を実施する旨連絡がありました。

つきましては、下記のとおりご案内致します。

職場の安全衛生の向上・改善に役立つものですので、是非ご利用下さい。

何かございましたら、当協会（電話 099-226-3621）までご連絡下されば幸いです。

**中小規模
事 業 場**

安全衛生 サポート事業

<個別支援>

専門家のアドバイスでストップ労災！

製造業、鉱業及び
小売業、飲食店など
の第三次産業を
応援します。

知識・経験豊富な安全衛生の専門家があなたの職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成26年3月）』（厚生労働省）を踏まえ、第三次産業（小売業、飲食店等）※の店舗等を対象としております。

事業の特長

- 1 費用は無料
- 2 2時間程度の現場確認とアドバイス
- 3 製造業、鉱業、第三次産業が対象
- 4 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



個別支援では、安全衛生の専門家から改善のアドバイスがあります

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的な方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- 安衛則改正を踏まえた機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

「中小規模事業場安全衛生サポート事業」とは…

安全衛生の専門家（安全・衛生管理士等）が事業場にお伺いし、簡単な安全衛生の確認とアドバイスをさせていただく「現場確認＆アドバイス」（個別支援）により、各事業場の安全衛生に対する取り組みを支援する事業です。（当パンフレット内容）

また、企業系列や工業団地、テナント等の事業場や店舗の安全衛生担当者様などに集まっていただき実施する「研修会」（集団支援）と組み合わせることも可能です。

詳しくは「中災防ホームページ」をご確認ください。

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

中災防 サポート事業で検索

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはできません。

第44回（平成28年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成28年5月27日付け、公益財団法人安全衛生技術試験協会より当協会長あて標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりお知らせ致します。

1 筆記試験

- (1) 試験日 平成28年10月18日（火）
(2) 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター）他
(3) 合格発表 平成28年12月22日（木）に厚生労働省が合格発表を行う予定

2 口述試驗

- (1) 試験日 平成29年1月17日(火)から1月18日(水)(大阪府)
平成29年1月31日(火)から2月2日(木)(東京都)
(2) 試験地 大阪府、東京都
(3) 合格発表 平成29年3月下旬に厚生労働省が合格発表を行う予定

3 受驗申請

- (1) 受付期間 平成28年7月4日（月）から8月3日（水）まで（消印有効）
ただし、筆記試験全科目免除者については、平成28年11月1日（火）から
11月16日（水）まで受付（消印有効）

(2) 受付場所 (公財)安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

4 受驗申請書等

- (1) 頒布場所 当労働基準協会本部 (TEL 099-226-3621)、他
(2) 頒布期間 平成28年6月9日(木)から11月16日(水)まで

問い合わせ先 (公財) 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター (福岡県久留米市)
電話 0942-43-3381



第75回 全国産業安全衛生大会

総合集会

10月19日(水) 13:15~17:00

安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、地元宮城県牡鹿郡女川町出身、俳優・歌手の中村雅俊さんと福島県喜多方市出身のフリーキャスター唐橋ユミさんによるスペシャルトークを行ないます。

分科会

10月20日(木)・21日(金) 各会場とも9:30開会

労働災害防止に関するテーマごとに分科会を設けています。全国の事業場からの改善事例や研究発表をはじめ、安全衛生の専門家や幅広いマスメディアの講演による講演、シンポジウム等多様なプログラムをご用意しています。

今年は特に復興に取り組む事業の活動事例等を紹介する「防災・危機管理分科会」を設置します。

New 防災・危機管理(第1・第2会場)

企業における防災・震災対策、危機管理、事業継続計画(BCP)
事例等

リスクアセスメント／マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステムの導入による安全衛生活動の改善事例、県におけるリスクアセスメント事例等

安全管理活動(第1～第3会場)

作業方法・作業手順等による安全対策をはじめとする安全管理活動事例等

機械・設備等の安全

機械・設備に関するリスクアセスメント事例、機械・設備の安全対策事例等

安全衛生教育

企業における安全衛生教育の取り組み事例等

ゼロ災運動

ゼロ災害社会参加運動による安全衛生活動事例、危険予知活動による安全衛生活動事例

交通安全

職場の交通安全対策事例等

労働衛生管理活動

職場の作業環境管理、作業管理および健康管理に関する事例等

化学物質管理

化学物質による安全衛生活動事例等

メンタルヘルス／健康づくり

職場のメンタルヘルス対策に関する事例、健康づくり活動に関する事例等

中小事業場

中小事業場の安全衛生活動や健康づくり活動に関する事例等

第三次産業

第三次産業における安全衛生活動や健康づくり活動に関する事例等

分科会名	日 程	会場名
New 防災・危機管理 (第1会場)	10/20 10/21	夢メッセみやぎ
New 防災・危機管理 (第2会場)		仙台国際センター
リスクアセスメント／マネジメントシステム		仙台国際センター
安全管理活動 (第1・第2会場)		仙台国際センター
安全管理活動 (第3会場)		仙台市震災復興記念館
機械・設備等の安全		仙台国際センター
安全衛生教育		仙台国際センター
ゼロ災運動		仙台市民会館
交通安全		仙台国際センター
労働衛生管理活動		仙台国際センター
化学物質管理		仙台国際センター
メンタルヘルス／ 健康づくり		川内.atomicホール
中小事業場		仙台国際センター
第三次産業		仙台国際センター

参 加 料

一般 1名 12,900円(税込)

中災防奨金会員 1名 6,400円(税込)

*上記料金には3日間の宿泊料金は含まれておらず、各自負担となります。
*中災防奨金会員料金には会員登録料金が含まれます。会員登録場所に担当者様
あてにお送りする専用申込書をご利用ください。

お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課

TEL:03-3452-6402(直通) FAX:03-5443-1019

大会事務局メールアドレス taikai@jisha.or.jp

大会HP <http://www.jisha.or.jp/taikai/index.html>

最低賃金、労務管理に関することは

鹿児島県最低賃金総合相談支援センターへご相談下さい。

専門家である社会保険労務士が無料で相談に応じます。

電話フリーダイヤル：0120-898-930（土・日・祝日等除く9:00～17:00）

電話相談のほか、来所相談、専門家派遣も随時実施しています。

まずは、お電話下さい。

(公社) 鹿児島県労働基準協会内

鹿児島市新屋敷町16-16

川内地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
高所作業車運転技能講習 ※川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377	8/22～8/23	7/19～7/22	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL 0994-40-9055 FAX0994-40-9056	8/29～8/31	7/25～7/27	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

横川地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉掛け技能講習 ※加治木支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL・FAX0995-63-1030	9/5～9/7	8/1～8/5	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

平成28年8月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/1～8/5	7/4～7/8	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	8/8～8/9	7/11～7/15	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (解体用)	8/8	7/11～7/15	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	8/9～8/10	7/11～7/15	会員 13,280円 一般 14,280円	【受講資格】 ・建築物等の鉄骨の組立て等作業に3年以上従事した経験を有する者等
小型移動式クレーン運転	8/16～8/18	7/19～7/22	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
玉掛け	8/22～8/24	7/25～7/29	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/24～8/26	7/25～7/29	会員 18,440円 一般 19,440円	
床上操作式クレーン運転	8/29～8/31	8/1～8/5	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/29～9/2	8/1～8/5	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 8/29～8/30		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
低圧電気取扱	8/3～8/4	7/4～7/8	会員 15,768円 一般 19,008円	
アーケ溶接等	8/16～8/18	7/19～7/22	会員 18,360円 一般 21,600円	
安全管理者選任時研修	9/1～9/2	8/1～8/5	会員 16,632円 一般 20,952円	

<備考> 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただき、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正されました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。